

職員の懲戒処分について（令和8年3月教育委員会定例会）（議案第44号関係）

No.	1
処分年月日	令和8年3月16日
処分の種類	減給3月
処分の理由	<p>体罰及び不適切な言動</p> <p>(事件・事故の概要) 被処分者は、自身が顧問を務める運動部の生徒に対して、部活動中に以下の体罰及び不適切な言動を行った。</p> <p>(1) 令和7年11月2日、男子部員1名の頭部を手で掴み、一定の力を伴って揺さぶるとともに、長時間にわたる説諭を行った。</p> <p>(2) 令和5年4月から令和7年11月にかけて、以下の不適切な言動を行った。</p> <p>① 複数の男子部員に対して、「死ね」「バカ」「アホ」等と発言した。 ② 男子部員1名に対して、「お前はいらぬ」と発言した。 ③ 男子部員1名に対して、「存在価値がない」と発言した。 ④ 男子部員3名に対して、服の胸元付近をつかむ等の接触を行った。</p>
事件発生日	令和5年4月から令和7年11月
被処分者の年齢	50歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備考	中部教育事務所管内 (花巻市、遠野市、北上市、西和賀町)